

## 埼玉県秩父高原牧場契約業者等選定委員会要綱

### (趣 旨)

第1条 埼玉県秩父高原牧場が執行する工事請負、業務委託、物品購入等の入札参加業者及び見積依頼業者を適正に選定するため、埼玉県秩父高原牧場契約業者等選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (任 務)

第2条 委員会は、工事等の発注に際し、競争入札に参加する者に必要な資格及び指名する業者の選定に関し、必要な事項を審査する。

### (組 織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- |     |                           |
|-----|---------------------------|
| 会 長 | 場 長                       |
| 副会長 | 担当部長 (出納員の事務を所掌する担当部長)    |
| 委 員 | 担当部長、担当課長                 |
| 2   | 会長は、会務を総理し、副会長は、会長を補佐する。  |
| 3   | 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。 |

### (運 営)

- 第4条 委員会は、会長が必要に応じ、その都度招集する。
- 第2条 委員会は、委員定数の3分の2以上の委員が出席しなければ会議を開くこととはできない。
- 第3条 委員の代理の者が、委員会に出席することができない。
- 第4条 委員会を開催するいとまがない場合は、委員全員の回議により審議することができる。

### (関係職員の出席)

第5条 委員会は、審査の内容について必要があるときは関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

### (留意事項)

第6条 工事請負指名業者を選定しようとするときは、「埼玉県建設工事指名業者選定要領の制定について」(平成5年11月11日付け建管第600号土木部長通知)によるものとする。

(秘密の保持)

第7条 委員会の内容又は職務上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(事務処理)

第8条 委員会の事務は、総務担当において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会  
が定める。

附 則 この要綱は、平成3年4月1日から実施する。

附 則 この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

附 則 この要綱は、平成5年11月8日から施行し、平成5年12月1日の指名  
委員会から適用する。

附 則 この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

附 則 この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則 この要綱は、平成14年5月22日から適用する。

附 則 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則 この要綱は、平成25年12月1日から適用する。

附 則 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。